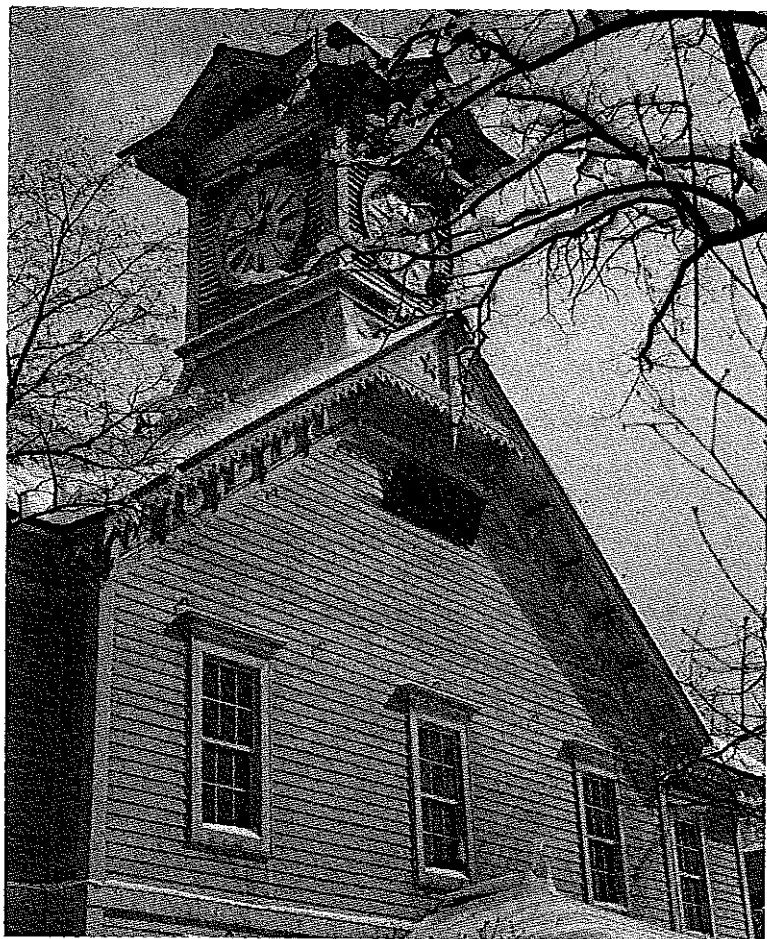


行政ほっかいどう '82.3



冬の時計台（北海道観光連盟 提供）

目次

商売繁盛のコツ……………	1
行政書士業務が記載されている 法人団体等の定款について……………	3
建設業経理士検定制度の波紋と対応……………	3
支部めぐり（その4）……………	4
監察標語募集入選発表……………	5

北海道手数料徴収規則の一部改正……………	6
支部業務研修会開催状況……………	7
事務局日誌……………	7
お知らせ……………	8
◇監察標語ステッカー（別紙折込み）	

北海道行政書士会

商売繁盛のコツ

職業人としての行政書士の
品位保持をめぐる

理事 総務部長代行 渡 辺 明

1 巷のはなし

『お客さんに物を売ってあげて、どうして私たちが、**「ありがとうございます」**とお礼を言わなきゃならんのかねえー、奥さん』『ほんとうですよ、お客さんのほうこそお礼をいうべきですよー』これはつい最近、私の住む近くの商店街で、店主の奥さん連の会話を、小耳にした人の話である。それは、人の寝ている内から仕入に行き、こんなに安く売っているのに買う人達には感謝の気持ちなど、ひとかけらもないという反感であろうが、まさに、主客転倒もはなはだしく、商道いずこにか在り？と開き直りたくなる。さて、そのことはともかくとして、**「知識を売る」**ことを職業とするわが行政書士にとって、商道にも比肩すべき**「職業人としての品位」**は一体どうであらうか？

2 依頼人の苦情

行政書士が本来保持しなければならない、職業人としての品位は、完璧に保持されていると断言できるであらうか。

すこし古い話になるが、依頼人が或る行政書士事務所に仕事を依頼したところ、前金を請求された。ところが何時までたっても仕事が進まない。業を煮やした依頼人は行政書士会事務局へ注進に及んだので、他の行政書士が仲へ入り、話をまとめて仕事を完成させた。また、こんな話もある。依頼人から仕事を受けると同時に報酬も受取り、そのまま所在不明になってしまったので、綱紀処理にも難航した。このような話は全くの論外で、内輪話しにしても、ためらいを感ずるものであるが、私は敢えてこれらの問題から目をそむけることなく、全

会員とともに考えたいと念じ、さらに次の問題に移らせていただく。

3 役所側の印象を大切に

最近のことである。行政書士の作った書類の提出先である或る官庁の幹部と会う機会があった。その席上において、すこし前のことですがと前置きして、次のような話をしてくれた。『窓口に来た行政書士さんに、事務取扱上これでは困るので、こんなふうにしてほしいと言ったところ、それでは法的根拠を示してほしいという。事務取扱上の方針ですと説明しても聞いてくれない。挙句の果に、こちらの方で法的根拠がないということを一札書かされましてね』と、これもまた論外の至りと言うべきことである。それでも、時の経過は有り難いもので、語ってくれたその幹部は怒りを忘れそんなおもしろいこともあったと言わんばかりに、大声で笑っておられた。また、受付係との間のいざこざがこうじて、遂に幹部が仲に入って収めたというようなことも依然として後を絶たない。

4 手痛い同士打ち

前記のような事案は全体から見ると、極く少ないものであって、九牛の一毛に比すべくもない。しかし、街の法律家をもって任じている行政書士の言動としてとらえるとき、その及ぼす影響は極めて大きいものがある。すなわち、依頼人にとっては迷惑至極、それが不満、不信へと増幅される。また、関係官庁は軽視、不信へとつながり心の窓口を閉ざす結果となっている。さらに恐ろしいのは、以上の出来ごとが不特定多数の人々に知れることである。好事は門を出でず、悪事は千里を行くとは正に至言ではあるが、同業の我々にとっては手痛い同士打ちである。

私は、常に役所側が正しく、行政書士が間違っているというのではない。また、行政書士は役所側の指示に盲従していつも泣

けというのでもない。ただ、自己満足のために度を過ぎた行為は他会員の迷惑になり、心ない一部の会員の自我が役所側の心の窓口を閉ざす原因になっていることを強く訴えたいのである。

5 品位保持の根幹

仕事のことは先輩に聞くなり、関係官庁の門を叩け。仕事を受けたら、その経過は詳細に依頼人に連絡をせよとかよく言われる。しかし、これらのことは職業人のイロハであり、常識ではなかろうか。私は職業人としての行政書士の品位保持の根幹を流れるものを、たった一言で表現するとすれば**「誠意をもって、依頼人であるお客さんの心になって仕事をする」**これに尽きると信ずるが、如何なものであろうか。

6 商売繁盛のコツ

お客さんの心になれということは、仕事をやってやるという姿勢から一步進めて、**「仕事をさせて戴く」**という姿勢が生まれそこから**「より親切に、より早く、より奇麗に、より正確な仕事」**へとつながっていくので、商売繁盛のコツも案外そんなところにありそうである。

行政書士業務が記載されている 法人団体等の定款について

去る1月28日に開かれた日本行政書士会連合会部長会の席上、標記事項について提案があり、同案に対する自治省見解が報告されましたので、本会の皆さまにもお知らせ致します。

・提 案

「車庫証明、自動車登録申請手続等に関し、法人団体等が定款に行政書士業務を行うことを記載して主務官庁の認証を受け、有料でこれらの行為を行っているので、かかる定款認証は、行政書士法に違反する旨を説示し、速やかに主務官庁に対して、定款から削除するよう交渉されたい。上記の

場合、行政書士法よりも認証定款との制定時期に差異があり、定款の方が先に制定された場合、行政書士法は、不遡及の原則が適用されるかどうか指示されたい。」

・自治省見解

「登記の効力及び定款の性格から判断して、定款に行政書士法で定められた業務が記されているようにも、法律で定められた行為が優先するので、その法人団体が行政書士業務を報酬を得て行えば違反になる。

また、行政書士法が制定される以前に、法人団体等の定款に行政書士法で定められた業務が記載されていても、行政書士法は遡及するものと解される。」

建設業経理士

検定制度の波紋と対応

業務研修部

財団法人建設業振興基金は、昨年10月建設業経理士検定試験規則と56年度の同検定試験実施要領（昭和57年3月28日四級・三級の試験実施）を公表し、行政書士業界及び税理士業界に新たな波紋を投げかけた。

日行連においては、昨年4月この情報入手し、法規部を中心に種々対策を講じており同年11月9日付建設省計画局長に対し、次の要旨により反対の陳情書を提出した。

この制度について同建設業振興基金は、建設業界における簿記会計知識の普及と会計経理能力の向上を図り、建設業の経営の合理化、近代化を進めるためとしているが、日行連は ①この検定制度が、資格制度と誤認されるおそれがある、②建設業経理士が経理事務のみならず、建設業に関する許可、変更届等の業務を独占するものと危ぐされる、③従来から、これら建設業の関係業務を行っている行政書士の職域が侵されることになり、生活権確保の面からもこれに反対している。

以上は、建設業経理士問題についての簡単な現況であり、本会としては現在これに対する対応は検討中であるが、行政書士も積極的にこの講習会に参加して勉強の場とするか、又は、他の方法で簿記会計知識の向上を図るか、いずれにしても建設省の方針に即応する能力の向上が急務になっている。

行政書士業務は多種多様にわたるため、徐々に業務が侵食されていく恐れがあり、我々は職域を確保するために、行政が近代化すれば、それに対応した業務を行い、行政庁の信用と依頼者の信頼にこたえ、行政書士の確固たる地位を築いて行かなければならない。

あるときは政治的に業務の確保と拡張を図ることも必要であろうし、最終的には行政書士個々の業務処理能力が問われることにもなるので、我々行政書士は、それぞれの業務分野において積極的に業務の獲得に努力すべきであろう。

＝支部めぐり＝ (その4)

室蘭支部の巻

理事 酒井清蔵

本年度、支部探訪の最終実施予定であった室蘭支部を紹介する。

札幌を中心とする石狩平野に苫小牧、室蘭を含めた道央地方、道内でも最も開発の進んだ地域といわれ道路交通網も整備され札幌～室蘭を結ぶ国道36号線の交通量は、1日約8万6千台、それだけに道内最大の交通事故多発地帯(棺桶国道といわれ事故死全国第1位)の汚名を残す。

昭和56年2月24日午前9時、寒さも幾分和らぎ、朝の気温は苫小牧地方で零下10.9℃、外気が鼻にささる感じ、苫小牧より太平洋海岸線に並行する国道36号線を一路、室蘭に向け出発する。

途中、白老、虎杖浜臨海温泉地区、更に

虎杖浜トンネルを抜けると室蘭支部管内登別市内に入る。(昭和45年幌別郡幌別町、同郡登別町が合併し市制施行により登別市と改められた。)

室蘭支部は胆振支庁全域4市10町2村、総面積3,632㎡を有する大型支部であったが、昭和50年6月胆振西部地区の苫小牧支部の発足により現在では3市3町2村である。この支部の特色は道内有数の観光地域であり、加えて大工業地域でもある。

午前11時、支部事務所である室蘭行政事務所に到着、短時間ではあったが腰山支部長より同支部の概況と支部活動について説明を受ける。

同支部の会員は、室蘭市30名、伊達市7名、登別市3名、壮瞥町2名、虻田町4名、豊浦町3名、洞爺村1名の合計50名、会員の取扱い業種も多様で、司法、社労、税理士、調査士、測量士、海事代理士、宅建業等の兼業者が31名で専業者が19名と他支部に比較して専業書士が多い。又、同支部管内は大工業都市、特に日鋼、日鉄の大工場がある道内唯一の鉄の街室蘭で知られ、それに造船所等もあり労働者の街としても発展したので全会員の約7割が建設・社労関係の業務を取扱っているとのことである。

昭和35年5月、強制会となり支部発足以来、腰山氏は5代目の支部長であり、本会の重要ポストに所属会員を送り込み、支部の基盤作りと活動に役だて、更に会員相互の連携による業務誘致活動も活発であり、念願の車庫証明業務も軌道に乗り着々と実を結びつつあるとのことであった。

又、同支部の本年度事業である業務研修会も既に6回を実施し、会員の理解と積極的参加により会員個々の業務に役立ち、それぞれ実績を挙げていると説明する。

腰山氏は、自分は支部長として統率力もなければ能力もないが、支部役員(副支部長2名、理事7名、監事1名)の方々の積

極的協力と会員諸先生方の深い理解のもとに支部運営がなされ、歳毎に体質の改善が行われ、本年度事業も計画どおり実施し終盤を迎えることが出来た。何んといっても組織の運営は会長が提唱する和と団結、相互協調の精神が必要であると強調していた。

午後1時、事務所への来訪者や電話のベルも多くなり、仕事の邪魔になってはと思い同事務所を辞し、国道37号線を伊達市に向う。

午前中、小雪がバラついていて、午後からは晴れあがり、時々青空が見え路面は夏と変りない。

途中、伊達市末永町 菅原先生(本会綱紀委員)の事務所に立寄ったが不在であった。洞爺湖まで足を延ばし、噴火後の有珠山、昭和新山、オガリ山を眺め、噴火当時を思い出し乍ら午後4時帰路につく。

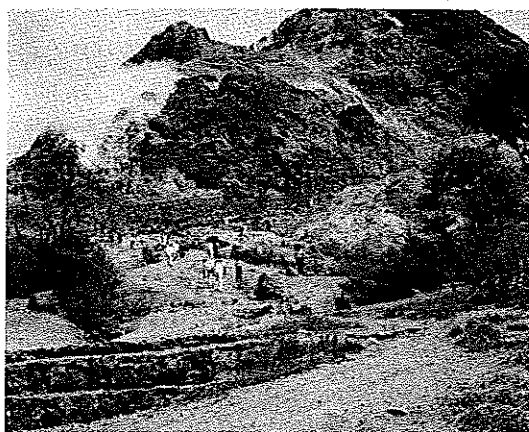
夏季であれば壮瞥、オロフレ、大滝を経由し、国道276号線を通り支笏湖畔から苫小牧に帰るところであるが、冬季は積雪のため交通止め、再び国道37号、同36号線を平均時速55キロ、苫小牧・室蘭間78キロ、室蘭・洞爺間66キロ、往復288キロを無事完走し、午後7時帰苦し、室蘭支部探訪を終る。

終りに、室蘭・伊達・洞爺についての思い出を追筆すると、大東亜戦争の真最中、道内唯一の大工業都市室蘭はご承知のとおり日鋼、日鉄共に軍需品の生産地であったため、米軍の最大攻撃目標とされた臨戦地区で、昭和20年6月15日午前8時、突如として大空母2隻とグラマン約100機による艦砲射撃と機銃掃射により多くの被害を受け、当時のラジオでは室蘭全域の放送があったように記憶している。

又、道内初といわれた約半年間に亘る日鋼室蘭争議(昭和29年6月～同年12月末)伊達管内北黄金の高橋牧場の5寸釘殺人事

件(昭和26年7月)と有珠山の大爆発事故、昭和新山の出現(昭和18年12月)更には昭和52年8月には記憶にも生々しい有珠山の第2回目の大爆発により道央・道東一帯に降灰があって、今回オガリ山の誕生、その大噴火により洞爺村を中心に胆振東部に相当の被害をもたらした。

以上は私の知るこの地域の追憶である。



(有珠山第二次噴火によるオガリ山誕生)

監察標語募集入選発表

監察部

監察意護の高揚を目的として皆さんに応募をお願いした標語は、昭和56年12月末でメ切り、去る2月12日、監察部会において応募者名を伏して厳選の結果、次の方が入選されましたのでお知らせします。

なお、入選された方々には賞状及び記念品をお贈りし、惜しくも選に洩れた方全員に記念の品をお届け申し上げ謝意を表しました。おって、標語ステッカーを会報に2枚同封したので事務所等に掲出して下さい。

〈第1位〉

○監察の 輪を拡げよう 根気よく

行政書士 沢里忠蔵殿(室蘭支部)

- 〈第2位〉
 ○会員の 耳目で排除 にせ書士を
 補助者 工藤恵子殿(十勝支部)
 〈第3位〉
 ○行政書士に 頼んで安心 書類の作成
 行政書士 菅原繁治殿(室蘭支部)
 〈第4位〉
 ○職域の確保は 法の守りから
 補助者 豊田憲司殿(十勝支部)
 〈第5位〉
 ○よく聞いて 確めてから 資格者に!!
 補助者 高原有子殿(十勝支部)
 〈佳作〉
 ○芽を摘もう 見たり聞いたり 知ったなら
 行政書士 佐々木兄一殿(札幌支部)



(第1位入選者 沢里忠蔵氏)

業務資料

北海道手数料徴収規則 の一部改正

北海道手数料徴収規則の一部が改正され
 昭和57年2月12日から施行されましたので
 お知らせします。

記

別表第1 (第2条、第3条関係)

手数料	
名 称	額 (円)
病院開設手数料	19,000
診療所 //	8,400
助産所 //	5,900
病院検査手数料	(一部変更)12,000 (その他) 24,000
診療所 //	(一部変更) 6,000 (その他) 12,000
助産所 //	(一部変更) 4,500 (その他) 9,000
供血あっせん業許可申請手数料	5,000
肥料登録手数料	(法第4条第1項第3号) 6,500 (法第4条第1項第4号) 13,000
肥料登録更新手数料	(法第4条第1項第3号) 1,800 (法第4条第1項第4号) 3,600
家畜商講習手数料	2,700
家畜商免許証書換え交付手数料	500
家畜商免許証再交付手数料	700
家畜市場登録申請手数料	(地域家畜市場) 10,000 (その他家畜市場) 25,000
家畜市場登録証書換え交付手数料	2,200
家畜市場登録証再交付手数料	3,600
転飼許可手数料	(12群を14群にする) 1,400
ふ化業者登録申請手数料	4,700
ふ化場確認申請手数料	4,700
大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録手数料	1,800
同上の登録証の書換え交付手数料	580
同上の登録証の再交付手数料	1,100
小売市場許可申請手数料	30,000
小売市場の床面積増加又は貸付条件若しくは譲渡条件変更許可申請手数料	4,600
船籍票交付手数料	(知事が検査を行うもの) 22,000 (知事が検査を行わないもの) 3,300

小型船舶検査手数料	(全部の検査の場合) 20,000 (その他検査の場合) 12,000
船籍票記載事項変更手数料	(知事が検査する総トン数の変更等) 13,000 (知事が検査を行わない変更) 1,600
船籍票書換え手数料	1,600
船籍港変更後の船籍票交付手数料	1,600
船籍票再交付手数料	1,600
船籍票検認手数料	4,600
船籍簿の謄本又は抄本の交付手数料	400
小型漁船積量測定手数料	(全部の積量の測定) 20,000 (その他の積量の測定) 12,000
建設機械の打刻又は検認の申請手数料	18,000
優良住宅新築認定申請手数料	(床面積合計百㎡以下) 3,000 (〃百㎡を超え5百㎡以下) 4,000 (〃5百㎡を超え2千㎡以下) 6,000 (〃2千㎡を超え1万㎡以下) 18,000 (〃1万㎡を超え5万㎡以下) 22,000 (〃5万㎡を超えるとき) 3,000
譲渡予定価額審査手数料	20,000

支部業務研修会開催状況

注()は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数(名)
札幌	2/13	札幌市土地家屋調査士会会議室	労働保険、雇用保険の手続	札幌支部会員 堂前友吉	(515) 61
函館	1/22	函館市共愛会館	入札参加資格審査申請	函館市調度課長 佐藤敏郎	(131) 37
空知	12/5	岩見沢市市民会館	自動車登録	空知支部会員 高野典夫	(96) 29
室蘭	9/24	室蘭市室蘭地区自動車協会会議室	貨物自動車運送業・個人タクシー・運送事業申請届出	室蘭陸運事務所 運送課長 高橋弘美 登録資料課長 鈴木邦男	(50) 21
	1/21	登別市パラダイス	会社設立 告訴告発 建設業決算報告	室蘭支部理事 菅原繁治 〃 理事 沢里忠蔵 〃 監事 三戸部正	(50) 22
苫小牧	1/22	苫小牧市 舞	各税申告の手続	札幌国税局税務相談室苫小牧分室 分室長 小林義雄	(44) 19
宗谷	2/24	稚内市 グランドホテル	建設業許可	宗谷支部監事 越政隆	(10) 5

—開発行為業務関係研究会—

本月5日札幌市において本会主催による
 開発行為業務関係研究会が開催された。出席者は、支部長推薦によるこの業務の経験者で、相互に業務体験を発表し合い、その中で行政庁の横の連係が円滑でないため、行政書士に苦勞が多いという共通点がうきばりになり、本会ではその打開策と取りくむことになった。

・・・開発行為業務資料の紹介・・・

- 宅地開発法令要覧
監修 建設省計画局宅地開発課
発行所 大成出版社 (¥1,800)
- 宅地造成設計施工の手引き
編集 総合建設技術研究会
発行所 大成出版社 (¥2,800)
- 開発許可制度の解説
監修 建設省計画局宅地開発課
発行所 日本宅地開発協会(¥1,800)
- 開発許可制度の要点(都市計画法・政令・省令・三段対照)
監修 建設省計画局宅地開発課
発行所 大成出版社 (¥1,600)

お し ら せ

車庫証明申請センターの異動

◎〒062 札幌市豊平区豊平6条8丁目70-53
札幌白石・豊平車庫証明申請センター
センター長 鳥 井 茂
電話(011)841-2937(異動)

◎〒068 岩見沢市 5 条東15丁目
岩見沢車庫証明申請センター
センター長 新 川 司
電話(0126)24-6789(異動)

◎〒093 網走市天都山12
網走車庫証明申請センター
センター長 川 上 泰 広
電話(01524)4-9029(異動)

◎〒080 帯広市大空町 4 丁目13
帯広車庫証明申請センター
センター長 瀬 尾 朝 則
電話(0155)48-2230(異動)

◎札幌中央・西車庫証明申請センター
(廃止)

◎函館支部 北桧山車庫証明申請センター
(廃止)

◎日高支部 浦河車庫証明申請センター
(廃止)

— 役 員 の 異 動 —

本会のため、熱心に御活躍いただきました常任理事(総務部長)倉田 宏氏には、病気のため転地療養なさることになり、去る2月6日役員を辞任されました。一日も早くお元気になることを念じつつ、

お知らせ致します。

なお、総務部長の職務は、理事 渡辺明氏が代行することになりましたので、併せてお知らせ申し上げます。

事 務 局 日 誌

- 1月13日 登録資格審査委員会
本会会議室 15:00~17:00
- 27日 第3回会則研究委員会
本会会議室 13:00~16:00
- 2月11日 {
○第10回常任理事会 10:00~12:00
○第6回支部長会 13:00~17:00
片岡ビル
- 12日 {
○正副会長会議 10:00~12:00
○企画部会・業務研修部会・
監察部会 13:00~16:00
片岡ビル
○北海道土木部管理課との連係
懇談会 18:00~20:00
センチュリーローヤルホテル
- 3月5日 開発行為関係業務研究会
片岡ビル 10:00~17:00
- 6日 第4回車庫証明対策特別委員会
本会会議室 13:00~17:00
- 11日 登録資格審査委員会
本会会議室 15:00~17:00

'82. 3 第129号・昭和57年3月15日発行

発行人 葛 西 義 雄
編集人 橋 本 雄 一
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)
タキモトビル 5F
電話(011) 221-1221
221-1222